



NEWS RELEASE

平成19年7月18日

報道関係各位

独立行政法人日本スポーツ振興センター

【お知らせ】
第291回 スポーツ振興くじ
mini toto A組及びtotoGOAL3のご購入代金の返還について

日ごろから、「スポーツ振興くじtoto」の報道に関し格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、第291回スポーツ振興くじ(販売期間:7月7日(土)~7月14日(土))について、台風の影響により指定試合の一部(J2リーグ戦第28節 徳島 vs 札幌、愛媛 vs C大阪、福岡 vs 仙台)が延期となり、第291回「mini toto A組」及び「totoGOAL3」は不成立となりました。

対象となるtotoチケットをお持ちのお客様につきましては、法律の規定に基づき、ご購入代金を返還させていただきます。

返還金は、①対象totoチケットと引き換えに表面記載の合計金額を全国のtoto払戻店(信用金庫を除く。)でお受け取りいただくか、または、②所定の返還金請求書及び対象totoチケットを郵送いただくことにより、お客様指定口座に振り込ませていただきます。

なお、totoチケット控券(デビット決済、ローソンプス会員またはファミマカード会員での購入)をお持ちのお客様、インターネットで購入されたお客様につきましては、口座振込等により返還いたしますので、お客様が返還金請求手続きを行う必要はありません。

報道関係の皆様におかれましては、この件について告知にご協力くださるようお願いいたします。

記

- 対象となる開催回(くじ種)
第291回(mini toto A組、totoGOAL3)
- 返還金の請求期間
平成19年7月18日(水)~平成20年7月17日(木)の1年間
- 対象totoチケット枚数・金額
(1)mini toto A組
38,228枚・21,182,000円
(2)totoGOAL3
38,319枚・28,050,100円
合計 76,547枚・49,232,100円

4 返還金受取方法

totoチケット種別等	決済種別等	受取方法
totoチケット(本券)	現金決済	【現金での受取】 全国のtoto販売・払戻店(約 1,300 店)において、対象totoチケットと引き換えに現金で受け取り。 【振込での受取】 所定の「返還金請求書」と対象totoチケットを郵送いただくことにより、お客様指定口座に振り込み。

※ 返還金請求書は、8月4日(土)ごろから、全国の特約店(約 2,000 店)、ローソン(約 8,500 店)及びファミリーマート(約 7,000 店)の店頭を設置します。また、totoオフィシャルサイトからダウンロードも可能です。
 なお、一部設置しない店舗がありますので、ご注意ください。

※ 全国のtoto取扱信用金庫、ローソン、ファミリーマート及びtoto特約店(販売のみの店舗)では、返還金を受け取ることができませんので、ご注意ください。

5 次の方法で購入されたお客様については、口座振込等を行いますので、**返還金請求手続きは不要**です。

totoチケット種別等	決済種別等	受取方法
totoチケット(控券)	デビットカード決済	イーバンク銀行及び郵便貯金は、お客様指定口座に7月23日(月)振り込み予定。そのほかの銀行等は、7月24日(火)振り込み予定。 なお、通帳には「トトウセンキン」と記帳される場合があります。
	ローソンパス会員	
	ファミマカード会員	
インターネット購入	イーバンク銀行決済	ご購入代金の引き落としを行いません。
	クレジットカード決済	

6 その他ご不明な点については、以下でご確認、お問い合わせください。

① totoオフィシャルサイト(<http://www.toto-dream.com/>)

② totoお客様センター

フリーダイヤル 0120-9292-86(携帯電話・PHSからは:098-941-8192【有料】)

※電話番号を十分ご確認の上、おかけ間違いのないようお願いいたします。(受付時間:午前8時~午後11時30分/無休)

【参考1】

○ スポーツ振興くじ最低成立試合数について

くじ種	toto	mini toto	totoGOAL3	BIG	mini BIG
指定 試合数	13試合	5試合	3試合	14試合	9試合
最低成立 試合数	9試合 (4試合中止まで)	3試合 (2試合中止まで)	2試合 (1試合中止まで)	10試合 (4試合中止まで)	6試合 (3試合中止まで)

(参照条文)スポーツ振興投票の実施等に関する法律第17条第1項、同法施行規則第7条第1項

【参考2】

スポーツ振興投票の実施等に関する法律(抄)

平成10年法律第63号

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

第17条 **指定試合の開催が文部科学省令で定める数に満たなかったとき**その他文部科学省令で定める事由に該当することとなったときは、**その指定試合に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかったものとみなす。**

2 (略)

3 センターは、前二項の規定により**発売されなかったものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付する。**